

「有機資材登録 申請一覧表」記入ガイド <有機飼料・有機畜産物>

巻末の【記入例】を参考にしてご記入ください。

登録申請が必要な資材の種類と提出書類などについて、申請一覧表の「使用の理由等」の番号（①～⑥）ごとに掲載しました。

また、個別の事前確認が必要な資材、登録不要な資材についても掲載しましたので、ご参照ください。

①採草地、飼料作物園場、放牧地、野外の運動場などに使用する資材 (肥料及び土壌改良資材など)

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
・堆肥　・ボカシ　・スラリー ・葉面散布剤　・活性液、栄養剤 ・肥料　・土壌改良資材 ・米ぬか　・稻わら ・融雪剤　・石灰　　等	有機畜産物の日本農林規格「別表1」 すべて自家製を含む 融雪剤についても、有機的管理の一環として証明書が必要	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された証明書

◎新規認証申請時に証明書が必要な期間

採草地	収穫前2年間
飼料作物園場（単年生）	播種・定植前2年間
放牧地/野外の運動場	[家畜] 放牧前2年間
	[家きん] 放牧前1年間

②サイレージ調製用資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
サイレージの発酵助剤	有機飼料の日本農林規格「別表1」（調製用等資材）に限る 収穫時もしくは収穫後に使用する散布剤（乳酸菌等）を含む	「原材料」「製造工程」を確認できる資料（日付入り）

③飼料添加物・購入飼料

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
飼料添加物・副資材 購入飼料	有機飼料の日本農林規格 第4条「原材料」 使用割合に注意	「原材料」「製造工程」を確認できる資料 (日付入り) 非遺伝子組換え証明書(日付入り) (大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜(糖蜜を含む)、パパイヤ)

④輸入有機飼料

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
輸入有機飼料	同等国からの輸入品に限る	生産国におけるオーガニック証明書

⑤施設で使用する資材 (有害動植物防除・清掃消毒)

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
各種施設で使う 有害動植物防除用の 薬剤 (防虫・防鼠など)	有機畜産物の日本農林規格「別表2」(農薬)と 「別表10」(薬剤)のみ使用可能 ★市販のエアゾール式、吊り下げ式の殺虫剤は、 おおむね使用不可なので要注意！！ ◎物理的な捕獲器(ネズミ捕り用の罠、粘着シート等)について は登録不要	商品仕様書もしくは 安全データシート
殺鼠剤	専門業者へ委託する場合	有機的管理についての契約書 使用薬剤の成分のわかる書類
畜舎・家きん舎の 清掃・消毒用の薬剤	畜舎・家きん舎でのみ使用可能	商品仕様書もしくは 安全データシート
	有機畜産物の日本農林規格「別表4」(清掃又は消毒用薬剤)に限る	商品仕様書もしくは 安全データシート

⑤-2 施設で使用する資材のうち登録不要な資材

資材の種類	確認のポイント	必要な書類
機械・器具の洗浄剤 (登録不要)	機械・器具類の洗浄・殺菌などには、特段の制限がないため 洗浄剤、殺菌剤、電解水、オゾン水などを使用可能 ただし、洗浄・殺菌後に、薬剤が残らないように水で洗い流すこと	なし
搾乳施設・器具の 洗浄剤・殺菌剤 (登録不要)	有機畜産物の日本農林規格「別表4」に「搾乳施設のための洗浄及び消毒製品」として広く定められているため、使用する洗浄・殺菌の薬剤に制限なく使用可能	なし

⑥家畜・家きんに直接触れる資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
「獣医師以外」が動物に使用する薬剤 動物の出産時に使用する資材 その他動物に直接使用する資材	◎獣医師が使用する薬剤など、病気・けがの迅速な治療に使用する薬剤は登録不要	商品仕様書もしくは安全データシート

重要: 資材登録ではなく、事前に個別の確認が必要な資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
燻蒸材	★倉庫・乾草庫などの薬剤燻蒸は原則的に禁止 行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談	
空気殺菌	衛生管理のための薬剤自動散布機 機械などを導入して行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談	機械の仕様書
洗卵機	卵の洗浄に使用する薬剤は、有機畜産物の日本農林規格「別表11」(調製用等資材) に限定 「オゾン水」、「次亜塩素酸ナトリウム」など、何らかの「処理」を行った水を使用する洗卵機の場合には、事前に ACCIS に確認・相談 ◎水道水など、飲用適の水だけであれば登録不要	機械の仕様書

重要な変更があります。ご確認ください。

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材について

有機 JAS に関する Q & A の改正(2021 年 10 月)に伴い、登録認証機関および農林水産省のホームページで公表された「**有機 JAS 適合資材リスト**」に掲載の資材については、全ての有機 JAS 事業者が、証明書の取り寄せ不要で使用できるようになりました。

このため、2022 年の有機資材登録では、「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材については、「有機資材登録 申請一覧表」へのご記入は必要ですが、資材証明書の提出は不要になります。

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載資材の資材登録申請方法

農水省ホームページの「有機資材リスト掲載一覧表」に掲載されていることを確認する

(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html)

農水省 資材リストで検索



「有機資材登録 申請一覧表」に資材名・メーカー名を正確に記入する



申請一覧表の「資材リスト掲載」の欄に「○」を記入する